

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 3 日

〔 町指定居宅介護支援事業所
五戸町地域包括支援センター 〕 管理者 様

五戸町福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る要介護認定の臨時的対応について

日頃より、当町の介護保険行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、令和 2 年 3 月 4 日付けの事務連絡において、介護保険施設や病院等に入所している被保険者への認定調査が入所者等との面会を禁止する等の措置により困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに 1 2 ヶ月の期間を合算することをお示ししたところですが、今般、厚生労働省から当該被保険者以外の全ての被保険者についても、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来期間に新たに 1 2 ヶ月までの範囲内で合算できる旨、通知がありました。
つきましては、要介護認定について、感染のまん延防止の観点から、当面の間、下記の取扱いといたしますので、事業所内において周知して下さるようお願いいたします。
この取扱いを変更又は終了する際は、あらためて文書でお知らせいたします。

記

- 1 感染のまん延を防止する観点に基づく臨時的対応
 - (1) 更新申請
全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症の対応のため、認定有効期間終了日までに面会ができず認定調査が行えない場合は、現在の認定有効期間に新たに 1 2 か月の期間を合算します。
なお、要介護認定更新申請書の提出は、従来どおり必要となります。
 - (2) 新規申請及び区分変更申請
面会禁止等の措置が解けた後に認定調査を行うこととなります。
- 2 認定調査業務について
町から委託を受けた認定調査業務において、面会ができず認定調査が行えない場合は、福祉課介護保険班へ御連絡ください。

お問い合わせ先
五戸町福祉課
介護保険班 担当：沢口
TEL 0178-62-7956 (直通)

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：鶴澤、島田

T E L 03-5253-1111（内線 3944, 3945）

F A X 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp